

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

（平成十八年度から平成二十年度までの基準所得金額）

第一百四十三条 平成十八年度から平成二十年度までの令第三十八条

第六項の基準所得金額は、二百万円とする。

（平成十五年度から平成十七年度までの基準所得金額）

第一百四十三条 平成十五年度から平成十七年度までの令第三十八条

第六項の基準所得金額は、二百万円とする。

（仮徴収額の徴収方法等）

第一百五十八条（略）

2 市町村は、法第一百四十条第二項に規定する第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間ににおいて同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適當でないと認める特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができます。

3（4）（略）

（仮徴収額の徴収方法等）

第一百五十八条（略）

2 市町村は、法第一百四十条第二項に規定する第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間ににおいて同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適當でないと認める特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、一般仮徴収額又は市町村決定額の範囲内で市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができます。

3（4）（略）